

# 平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の 保存対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。)について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に記載されていますので、ご覧ください。

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。